

「青い森しんきん相続定期預金」(金利上乘せ大口定期)

2022年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	青い森しんきん相続定期預金【金利上乘せ大口定期】
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人(個人事業主含む) ・相続手続完了後1年以内に相続した預金を上限にお預入れできます。 ・相続により取得した不動産や株券等の換金代金もお預入れできます。 <p>※以下の書類等で確認させていただきます。</p> <p>(例: 本人確認書類(運転免許証等)・遺産分割協議書・戸籍謄本等)</p> <p>※すでに当金庫にお預入れの相続人名義の(相続によらない)預金でのお預入れはできません。</p> <p>※「青い森しんきん相続定期預金」の満期資金でのお申込みはできません。</p>
3. 販売期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年4月1日(金)～2023年3月31日(金) <p>期間限定商品</p>
4. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年(元金・元利金自動継続)
5. 預入(受入)	
(1) 預入(受入)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入
(2) 預入金額・限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円以上相続で取得した金額の範囲内(1円単位)
6. 払戻(受取)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。
7. 利息	
(1) 適用利率(利率表示場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中の預入時「大口定期」の店頭表示利率の5.0倍を適用します。 ただし、自動継続後の利率は、継続日における「大口定期」の店頭表示利率とします。
(2) 利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算になります。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。(小数点第3位以下切捨て) ① 預入日の1カ月後の応答日の前日までに解約する場合 <ul style="list-style-type: none"> A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>A、B、Cのうちいずれか低い利率で計算します。</p> ② 預入日の1カ月後の応答日以後に解約する場合には、前記BおよびCのうち、いずれか低い利率で計算します。 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入した場合に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率です

10 . 手数料	—
11 . 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期預金は自動継続定期預金で取扱います。 ・自動継続定期預金の期日処理は、元利継続扱い、元金継続扱いのいずれでも取扱います。 ・この定期預金は「総合口座」の担保定期預金に組入することができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率を適用します。)
12 . 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13 . 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0800-080-5100）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14 . その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金利環境の変化により、適用金利や販売条件を変更する場合があります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

青い森しんきん相続定期預金【金利上乗せ大口定期】